

多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業

## 入札公告関係書類に関する質問への回答(第 2 回)

平成 15 年 1 月 14 日

東京都

第 1 回及び今回の質問回答により、契約書案の文言の一部を修正しました。  
修正内容については、都教育委員会ホームページで別途公表している「契約書案 新旧対照表」をご覧ください。  
都教育委員会ホームページ <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shogai/yusu.htm>

No	対象書類	タイトル	該当箇所				該当項目	質問	回答
			頁	番号	等				
1	業務要求水準書	給排水設備	6	第3	2	(2)	浄化槽設備 下水道	浄化槽設備が、平成20年度全市域汚水処理整備完了を目指し、とされており、下水道接続工事費用(入札説明書8ページ中段)も含むとされておりますが、下水道接続後に不要となった浄化槽設備の解体撤去費を改修工事を含むのか含まないのかご指示ください。	埋設等の方法も考えられ、必ずしも解体撤去が必要とは限りませんが、いずれにしろ、これらの費用は改修工事費に含むものとします。
2	業務要求水準書	浄化槽設備	7	第3	2	(2)	現況施設の概要 給排水設備	現在使用している浄化槽の維持経費について、開示願います。(過去3年分、月単位で)	浄化槽の維持については、「汚水浄化槽保守点検委託」の年間契約を締結し、機器点検維持管理・ばっ気槽、沈殿槽等の処理機能管理及び水質管理を行っています(週1回の巡回点検のほか、水質試験、污泥処理等を実施)。 過去3年分の委託契約額(税込)は以下のとおりです。 平成12年度:2,499千円 平成13年度:2,467千円 平成14年度:1,890千円 平成14年度の減額は、生徒数の減少に伴う污泥量減少等によるものです。
3	業務要求水準書	火の使用についての規制	12	第3	4	(4)	野外活動施設	キャンプファイヤー場での活動について、「火を使用しても～周囲の環境を確保する。」とありますが、安全面・環境面について、近隣住民および八王子市などで火の使用についての規制はないのでしょうか。	法的な規制等は特にありませんが、設置・運営に際しては、所轄消防署との調整や近隣住民の環境や安全には十分に配慮してください。
4	業務要求水準書	ユニットバスの備品	13	第3	4	(5)	宿泊施設	10人和室以外の宿泊各室にユニットバスを設置する、とありますが、洗面用具、寝具・浴衣の設置も必要と想定しているのでしょうか。	「ウ 施設の想定」はあくまでも都が事業を行う場合の想定であり、必ずしも宿泊施設各室にユニットバスを設置する必要はありません。したがって、洗面用具、寝具・浴衣の設置等も事業者の自由な発想による計画を期待しています。
5	業務要求水準書	協賛金の金額	33	第4	6	(4)	企業協賛金の獲得等	協賛金の金額は事業者が決定するということでしょうか?	お考えのとおりです。
6	業務要求水準書	ごみの分別・回収	36	第5			清掃管理業務	ごみの分別・回収についての方法をご教示ください。	コース・プラザとしての特別な分別・回収の方法はありません。当該自治体の通常のルールに従って処理してください。

No	対象書類	タイトル	該当箇所				該当項目	質問	回答
			頁	番号等					
7	業務要求水準書	備品の譲渡または貸与	40	第6	4		備品等の整備、更新	施設内にある譲渡可能な物品以外の物品について、希望があれば譲渡または貸与などしていただけるのでしょうか。たとえば、工作室などにある机、椅子、図書室の図書、など。	業務要求水準書の別冊2として示した備品以外の物品は、原則として譲渡又は貸与はできません。なお、落札者決定後に、学校で処分できなかったものや施設等と不可分のもの等、一部の物品は追加譲渡等が可能となることもあり得ますが、提案に当たっては、別冊2以外の物品の譲渡等はないことを前提にして提案してください。
8	業務要求水準書	備品の廃棄処分	40	第6			備品等の整備、更新	いったん譲渡していただいた物品について、老朽化等で不具合が生じ、廃棄処分する場合、事業者が負担するのでしょうか。	廃棄処分の費用は事業者の負担となります。
9	業務要求水準書	既存の建物内で計画した民間提案事業	41	第6	7		民間提案事業(第1回質問No033,96回答)	民間提案事業を既存の建物内で計画した場合も、その改修費用、維持管理費用(水光熱費など)、事業終了後の撤去費用などを、各サービス購入料とは別個に算定するという事でしょうか。	民間提案事業を既存の建物内で計画した場合も民間事業者による独立採算で賄っていただきます。したがってサービス購入料の対象にはなりません。
10	業務要求水準書	テニスコートの面数	44	別紙1			面積参考表(テニスコート)	テニスコートは必ず3面必要でしょうか?他の活動プログラムのためにテニスコートを無くし、第1体育室でのインドア対応は可能でしょうか?	校庭等の部分の利用については、民間事業者の任意であり、テニスコートを設置するかどうか、民間事業者の意向に任されます。面積参考表は、あくまで参考であり、事業者を拘束するものではありません。
11	業務要求水準書	畑の設置	44	別紙1			面積参考表(畑)	畑の設置は想定しておりますが、800㎡は最低要求水準でしょうか?	校庭等の部分の利用については、民間事業者の任意であり、自由に活用して下さい。畑として必ずしも利用する必要はなく、規模の制約もありません。面積参考表は、あくまで参考であり、事業者を拘束するものではありません。
12	業務要求水準書	届出遅延リスク					届出遅延リスク(第1回質問No066回答)	ここで「許認可及び届出などは都が申請する」とありますが、その手続きの遅れ等に起因する改修工事及び運営事業の開始の遅延は都の責任と考えてよろしいでしょうか。	都が改修工事及び運営事業の開始の遅延の責任を一律に負うわけではなく、これらの遅延の原因によって責任の所在を判断することになります。例えば、事業者における資料の作成の遅れや不備による手続きの遅れ等の場合には、都は責任を負いません。

No	対象書類	タイトル	該当箇所			該当項目	質問	回答	
			頁	番号等	番号等				
13	契約書案	本件施設の改修等に伴う近隣対策等	9	第4章 第三	第22条		本件施設の改修等に伴う近隣対策等(第1回質問No.069回答)	第1回質問回答(12/6)、No.69に関して近隣等への説明会において出された要望等に対する都の回答の形式(口頭、文書の別等)および回答の内容を教えてください。	回答は、その場で口頭で行っています。各要望についての回答内容は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活性化につながるように「了解した。」</li> <li>・隣接する運動施設等との連携を「相乗効果を図っていきたい。」</li> <li>・地元の人も使えるように「青少年だけでなく、誰でも使える施設である。活動プログラムの提供等もある。」</li> <li>・改修時の工事車両の通行等の安全・騒音等に配慮を「了解した。」</li> <li>・改めて事業者からの説明会の実施を「事業者の設計プランが固まったら実施する。」</li> </ul>
14	契約書案	履行保証等	9	第4章 第二	第23条	21項	履行保証等	第1回質問回答071において、履行保証保険については、被保険者は事業者とのことですが、保険契約者を建設業者、被保険者を事業者(SPC)、都を質権者とする質権を設定(63条1)を行うことで23条1の「……履行保証保険の付保又は同等の保証契約……」に該当すると考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
15	契約書案	完了検査	10	第4章 第三	第25条	51項	完了検査	この項の1行目に「出資者の中から適当なものをして」とありますが、都としては、どの企業を想定していますか。(改修企業に限定されるものではないという解釈でよろしいでしょうか。)また、この「完工保証契約書」を早急にご提示ください。	「適当なもの」は改修企業に限定されず、保証能力のある者を都と協議の上決定することになります。また、「完工保証契約書」については、保証者を請負人と想定した場合の内容は【別紙1】のとおりとします。
16	契約書案	金利	29	第11章	第82条		分割払にかかる金利	都が、本契約の終了に伴い本件施設の改修工事費(出来高相当額若しくは残存額)を支払う場合、金融機関からの融資にかかる金利と同じ利率の金利を付すとのことですが、事業者が都にコミットしている金利は様式47-1に掲載している金利ですので、「金融機関からの融資にかかる金利」ではなく「様式47-1に掲載された金利」にてお支払い頂けるようお願いいたします。 また、当該支払が提案時スケジュールと異なる方法でなされる場合、SPCはレンダーから借入返済スケジュールの変更に伴う金融費用を要求される可能性があります。スケジュールの変更が都の選択によりなされることから、当該金融費用を都にご負担頂きたく、併せてお願いいたします。	前段については、契約書案のとおりとします。また、後段の支払スケジュールについては、事業者からの要望をできるだけ踏まえた上で決定することとします。

No	対象書類	タイトル	該当箇所			該当項目	質問	回答
			頁	番号	番号等			
17	契約書案	財務書類の提出	30	第11章	第85条	財務書類の提出(第1回質問No.108回答)	第1回質問回答(12/6)、No.108に関して契約書第85条によると、都に提出する財務書類等は「公認会計士又は監査法人の監査済」であることが規定されています。質問回答文での「必要と認められる場合...監査の実施を求めることを想定しています。」との記載は、上記提出書類について、再度都が独自の監査を実施するという意味でしょうか。あるいは、都が民間事業者に再度監査のやりなおしを命ずることでしょうか。また、都が独自の監査を実施する場合、その費用については都の負担と解釈してよろしいでしょうか。	SPCが設立されていない場合には、部門別財務諸表はそもそも公認会計士又は監査法人の監査が義務付けられていない(85条2項)ので、「必要と認められる場合、上記財務諸表について公認会計士等による監査の実施を求めることも想定しています。」(第1回回答108番)としています。したがって、この記載は、都が事業者に再度監査のやり直しを命ずることを意味するものではありません。また、監査費用については、部門別財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査を受ける事業者が負担することになります。
18	契約書案	保険金額	39	別紙5		事業者が付保すべき保険	保険金額(補償額)は再調達価格相当額との記載がございますが、再調達価格は本件施設の改修費相当額と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合には、算定基準をお示し下さい。	再調達価格は、本件施設の躯体及び改修部分の再調達価格を意味します。なお、算定基準は事業者の判断によるものとします。
19	契約書案	保険契約	39	別紙5		事業者が付保すべき保険	事業者が付保すべき保険が記載され、事業者が都を被保険者もしくは追加被保険者とする保険契約を締結するとありますが、事業者(SPCを想定)に代わって、各リスクを担当する構成員が保険契約者として付保してもよろしいでしょうか。	別紙5に記載された各条件を遵守する場合は、事業者に代わって、各リスクを担当する構成員が保険契約者となることも可能です。
20	入札説明書他	根拠令規	1			入札説明書の位置付け	都における、コース・プラザ(区部・多摩地域)の設置に関する根拠令規を提示してください。	都(教育委員会)が本件施設等を整備し、都民の活動を支援する基本的な根拠は社会教育法ですが、本件施設は地方自治法上の「公の施設」ではないため、コース・プラザ設置条例のような直接の根拠となる法令はありません。
21	入札説明書他	事業方式	2	2	(4)	事業方式	本件契約を"事業者(SPCであるか否かにかかわらず)が都より改修工事を請負う契約"と解釈すると、事業者が建設業のライセンスを有していない場合、事業遂行が出来ないという問題が発生すると思われる。問題を回避するためには、"事業者は建設会社に改修工事を発注し、竣工後に改修部分を一時所有した後、都に割賦にて売却する"という解釈をせざるを得ないと思われませんが、この点に関する都側の見解をご教示頂けますでしょうか。また、これに関連して、不動産取得税の課税有無、 新增設に係る事業所税の課税の有無、 事業者側で表示登記の変更手続きをするのか否かにつきましても併せてご教示ください。	事業者が改修工事を行った部分が独立して事業者の所有権の対象となることは想定していません。事業者は、PFI事業として、本件施設を都から借り受け、自ら資金を調達して業務要求水準書で規定された業務を行うため、自己のために既存の施設を改修・補修するのであり、いわば、事業者は都に対して包括的な債務を負っていることとなります。したがって、都が事業者に建設工事を発注し、事業者がこれを請負っているわけではありません。なお、関連の御質問については、次のとおりです。不動産取得税は課税されません。 新增設にかかる事業所税については、納税義務者は都となるため課税されません。 登記の必要はありません。

No	対象書類	タイトル	該当箇所				該当項目	質 問	回 答
			頁	番号等					
22	入札説明書 他	R0方式	2	2	(4)	ア	事業方式 概要	ここで言う「R0方式」とは、建物の所有権は都に所属したまま事業者が都のために改修工事を行うことを意味すると思いますが、このままでは事業者（SPCまたは単独企業）が工事請負者となり、建設業法上問題があるのではないのでしょうか。	質問21番の回答を御参照ください。
23	入札説明書 他	入札公告 関連書類 (第1回 質問回 答)	4	2	(5)		遵守すべき 法令(第1 回質問 No.121回 答)	第1回質問No.121入札公告関連書類に関する質問に対する回答として、 回答書にて「体験学習宿泊施設」として用途変更の許可を受けたとの記載がありますが、この場合、説明書の遵守する法令に記載のある「旅館業法」の適用を受けると考えてよろしいのでしょうか。	用途変更の許可は、都市計画法及び建築基準法の手続を経たということであり、旅館業法とは直接関係するものではありません。なお、当該施設については旅館業法上の適用を受けると考えて下さい。
24	入札説明書 他	入札公告 関連書類 (第1回 質問回 答)	4	2	(5)		遵守すべき 法令(第1 回質問 No.121回 答)	第1回質問No.121入札公告関連書類に関する質問に対する回答として、 回答書にて「体験学習宿泊施設」として用途変更の許可を受けたとの記載がありますが、この場合、消防法上の用途をどのように判断すればよろしいのでしょうか？ 因みに既設通り学校の場合： 防火対象物区分 7項 宿泊施設の場合： 防火対象物区分 5項イ になるとおもわれます。	消防法上の取扱いは5項イと考えて下さい。
25	入札説明書 他	改修業務 を担当す る者の要 件	5	3	(1)	イ	改修業務を 担当する者 の要件	改修業務を担当するものについて、東京都の建設工事等競争入札参加資格がなく、資格審査を事前に受けなければならない業者である場合は、入札保証金や契約保証金を納付（もしくは保証保険に加入）しなければならないという解釈でよろしいのでしょうか。	資格が確保された者については、入札保証金の納付は免除されます。その上で落札し、当該契約を締結した場合、契約保証金についても免除されます。なお、第1回質問回答の152番も同様の趣旨です。
26	入札説明書 他	入札額に ついて	8	4			入札額につ いて	割引率の計算開始時期（0年度＝現価係数が1.0となる年）は、建設期間の前々年（平成14年度）とすることよろしいのでしょうか？	割引率の計算開始時期については、平成16年度を0年度としてください。なお、原価係数については様式集の様式49をご参照ください。

No	対象書類	タイトル	該当箇所				該当項目	質問	回答
			頁	番号等					
27	入札説明書 他	基準金利 の改定日	9	4	(2)	ウ(1)	入札額 金利	基準金利の改定日を"平成16年8月2日"と決定した根拠をお示しいただけますでしょうか。(この基準で本件事業を実施した場合、事業者は平成16年8月2日から運営開始となる平成17年度までの金利変動リスクを負担することとなり、当該想定コストを予め入札時のスプレッドに織込む必要が生じます。当該コスト発生を回避するために、基準金利の改定日を平成17年3月31日としていただけるよう要望いたします)	平成17年度に第1回のサービス購入料を支払うためには、その前年度に所定の手続に従って予算措置をする必要があります。そのために必要な期間等を勘案し平成16年8月2日としたものです。
28	入札説明書 他	入札スケ ジュール	10	5	(1)		入札スケ ジュール	「審査結果の公表」、「審査講評の公表」において公表される落札者グループ名は代表企業、グループ構成員のみと理解してもよろしいでしょうか。	様式2により提出されるグループ構成員等を考えています。したがって、改修業務を担当する者も含まれます。
29	入札説明書 他	ヒアリン グ等の実 施	12	5	(2)	ケ	提案内容に 関するヒア リング等の 実施	様式44の「事業スキーム図」に明示した関係者全員でヒアリング等に出席しても構わないと理解してもよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
30	入札説明書 他	契約保証 金	13	5	(5)	イ	契約保証金	契約保証金について、詳しく教えて下さい。(保証期間、保証条件、保証方法、納付方法等)	契約保証金は、地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するためのものであり、契約期間を保証期間とするものです。その他詳細については、都契約事務規則第40条・41条等を参照してください。
31	入札説明書 他	契約保証 金	13	5	(5)	イ	契約保証金	契約保証金を履行保証保険にした場合、通常保険会社は長期間にわたる履行保証保険契約を締結しないため、1年更新の契約を締結することで対応することと理解してもよろしいでしょうか。	入札説明書P.13(5)イ(ア)の履行保証保険とは、契約書案第23条の履行保証保険と同一のものであり、本件施設の改修工事の履行に関する保険です。
32	入札説明書 他	法人税納 税証明書	15	6	(1)	カ	法人税納税 証明書	法人税等に係る納税証明書には地方税に係るものも含むとのことです。法人税、法人事業税、法人住民税に関する納税証明書の提出が必要と理解しております。これに関しまして、法人税については納税証明書"その3の3"を提出すれば宜しいでしょうか、法人事業税・法人住民税については過去何期分の納税証明書を提出すれば宜しいのでしょうか。ご回答お願いいたします。	法人税については、納税証明書"その1"と"その3の3"の2種類を提出してください。法人事業税・法人住民税については、直近の1年度分を提出してください。

No	対象書類	タイトル	該当箇所				該当項目	質問	回答
			頁	番号	等				
33	入札説明書 他	収支計画 等提案書	17	6	(2)	イ(ア)	事業計画提案書	落札者グループの「事業スキーム図」は公表されま すでしょうか。もし、公表される場合には(記述 例)の運営下請企業、社会事業委託先企業等はグ ループ構成員でないので公表されないと理解して もよろしいでしょうか。	提案書類には、事業者の独自のノウハウ等が表現され ていると考えられるため、原則として、様式そのもの の公表は考えていません。ただし、入札手続きの公開 性の原則から、「落札者の決定及び審査結果の公表」 や「審査講評の公表」を行ないますが、その際は、事 業内容の概要・特色等を別途整理して公表する予定で す。
34	入札説明書 他	収支計画 等提案書	17	6	(2)	イ(ア)	事業計画提案書	PFI事業契約後やむを得ない事情により委託契約、 請負契約先を「事業スキーム図」上のグループ構成員 以外の者に変更させることは可能でしょうか。	事業者は、提案どおり事業を行うのが原則ですが、や むをえない事情がある場合、東京都の承諾を得て、変 更することも可能です。
35	入札説明書 他	収入金額 記載額		様式47	1		収支計画等 提案書	本様式の収入欄には、運営期間中(10年間)の合計 金額を記載すれば宜しいのでしょうか。それとも平 成17年度の金額を記載するのでしょうか。	運営期間中(10年間)の合計金額を記載してくださ い。
36	入札説明書 他	火災保険 等					(火災保険 等)	改修工事期間中の建物の火災保険等の手配は東京都 でよろしいでしょうか。その場合は、内容と保険者 の求償権の有無についてご教示ください。	事業者が必要と判断した場合は、事業者において付保 してください。
37	入札説明書 他	施設管理 責任					(施設管理 責任)	P F I 事業契約後から建物改修工事開始日までの施 設管理責任は、(事業者の責任による場合を除 き)、東京都にあると理解してもよろしいでしょ うか。	使用貸借契約に基づき本件施設及び本件土地を事業者 に引き渡すまで、本件施設及び本件土地の管理責任は 都にあります。
38	入札説明書 他	改修工事 費の算定					(改修工事 費の算定)	改修工事費の算定は現地見学会時点における施設の 原状を踏まえて算出していますが、P F I 事業契約 後から建物改修工事開始日までに施設状況が悪化し た場合には、原状回復義務は都にあると考えてもよ ろしいでしょうか。また、施設状況が悪化した場合に は当然東京都から事業者へ告知することと理解して もよろしいでしょうか。	使用貸借契約に基づき本件施設及び本件土地を事業者 に引き渡すまで、本件施設及び本件土地の管理責任は 都にあります。 このため、通常想定される性能劣化等を除いて管理不 行き届きによる施設状況悪化の責任は都にあり、事業 者に対して告知することとなります。 ただし、かかる場合、都が原状回復するか、追加的費 用の支払により事業者が改修するかは別途協議させ ていただきます。



No	対象書類	タイトル	該当箇所			該当項目	質問	回答
			頁	番号等				
39	入札説明書 他	修繕義務				(第1回質問No092回答)	第1回質問No.092(契約書案59条5項)に対する回答として、本件施設の都への返還時に本件施設の状態が別紙13の水準を満たさないことが、都の責めに帰すべき事由による場合のほか、不可抗力事由による場合にも、事業者は修繕義務を負担しないことをご確認いただきましたが、59条5項但書の契約書案の文言は、現在の規定振りを維持するとのことご回答でした。質問回答書は入札説明書等(事業契約3条1項)に含まれますが、事業契約と入札説明書等の間に矛盾・齟齬がある場合には、事業契約の規定が入札説明書等の記載に優先すると規定されています(事業契約3条2項)。その結果、上記ご回答にもかかわらず、事業契約の規定振りを変更していただかないと、結局は不可抗力により本件施設の状態が別紙13の水準を満たさない場合には、事業者が修繕義務を負うことになってしまいます。したがって、59条5項但書の規定振りとしては、「都の責めに帰すべき事由による場合」の直後に、「及び不可抗力による場合」を挿入して下さい。	別紙7の不可抗力による損害金分担規定で事業者の負担とされている範囲で事業者が行ってください。前回回答は、この回答どおりに修正します。また、この趣旨に従って、59条5項を変更します。
40	入札説明書 他	利用者の 想定				(利用者の 想定)	利用者を想定していく上で、どの地域の方々がいらしているのかがわかりません。代替としている「府中青年の家」の利用団体の団体別、地域分布をお教えてください。	利用団体の地域別データはありません。参考として、申込者の住所を整理したデータを【別紙2】として示します。

以下は、平成14年12月6日の入札公告関係書類に関する質問回答(第1回)において、第2回の回答時に明らかにするとしていた質問である。

第1回 130	入札説明書 他	遵守すべき 法令	4	(6)			計画通知による申請と考えて、よろしいですか。	事業者からの提案内容等によることから一概には言えませんが、原則として建築確認申請と考えます。
------------	------------	-------------	---	-----	--	--	------------------------	--

## 保証契約書（案）

株式会社（以下「保証人」という。）は、多摩地域コース・プラザ（仮称）整備等事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が東京都（以下「都」という。）との間で締結した平成15年 月 日付多摩地域コース・プラザ整備等事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて事業者が都に対して負担する第1条の債務（以下「主債務」という。）を事業者と連帯して保証するため、都との間で、本保証契約を締結する。なお、本保証契約において用いられる用語は、本保証契約において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

### 第1条（保証）

保証人は、事業契約第25条第5項、第30条第3項及び第64条第3項に基づき、次の各号の事業者の債務を保証する。

- (1) 事業契約第25条第5項にいう本件施設の改修の完了に関して事業者が都に対して負担する債務（本件施設の改修を完了する義務及び工事の遅延に基づく損害賠償義務をいう。）
- (2) 事業契約第30条第1項に基づいて事業者が都に対して負担する、本件施設の改修工事の瑕疵担保責任及び事業者がかかる義務に違反したことによる損害賠償義務
- (3) 事業契約第64条第1項に基づいて、事業者が都に対して本件施設（但し、都が事業者から備品を購入した場合には当該備品を含む。）を返還した後、1年以内に本件施設に瑕疵があることが発覚した場合、当該本件施設の瑕疵に起因して、事業者が都に対して負担する一切の損害賠償義務（都が当該瑕疵を修補するために第三者を使用した場合、当該第三者に対する報酬及び費用の支払いに要する金額を含む。）

### 第2条（通知義務）

都は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証契約の内容は、都による当該通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

### 第3条（保証債務の履行の請求）

1. 都は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、都と保証人が別途合意した様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、第1条第(2)号（但し、保証債務の内容が金銭支払義務である場合を除く。）については当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。都及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
3. 保証人は、前項に規定される債務以外の保証債務（損害賠償支払義務を含む。）については当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債

務の履行を完了しなければならない。

#### 第4条（求償権行使の制限）

保証人は、都の承認を得た場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証契約に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。但し、都は合理的な理由なくかかる承認を留保又は遅延しない。

#### 第5条（終了及び解約）

1. 保証人は、本保証契約を解約することができない。
2. 本保証契約は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。但し、事業者の保証人に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。
3. 本件事業が第三者に承継されたとき（事業者の株主が変更した場合を含む。）は、都と新たな保証人との間で本保証契約と同内容の保証契約が締結されることを条件として、本保証契約は終了する。

#### 第6条（管轄裁判所）

本保証契約に関する訴訟、和解及び調停に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第7条（準拠法）

本保証契約は日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として、本契約が2部作成され、都及び保証人はこれに署名し、各自が1部保有する。

平成15年〔 〕月〔 〕日

都：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都知事 石原 慎太郎

保証人：  
株式会社  
代表取締役

## 府中青年の家 平成13年度宿泊利用

住 所	団体数	割合(%)
千代田区	3	0.6
中央区	1	0.2
港 区	4	0.9
新宿区	6	1.3
文京区	3	0.6
墨田区	1	0.2
江東区	2	0.4
品川区	6	1.3
目黒区	3	0.6
大田区	9	1.9
世田谷区	20	4.3
渋谷区	8	1.7
中野区	10	2.1
杉並区	11	2.4
豊島区	5	1.1
北 区	2	0.4
板橋区	6	1.3
練馬区	9	1.9
足立区	2	0.4
江戸川区	5	1.1

住 所	団体数	割合(%)
八王子市	27	5.8
立川市	5	1.1
武蔵野市	17	3.6
三鷹市	4	0.9
青梅市	2	0.4
府中市	53	11.3
昭島市	8	1.7
調布市	19	4.1
町田市	10	2.1
小金井市	20	4.3
小平市	23	4.9
日野市	16	3.4
東村山市	8	1.7
国分寺市	13	2.8
国立市	6	1.3
西東京市	8	1.7
福生市	2	0.4
狛江市	4	0.9
東大和市	1	0.2
清瀬市	2	0.4

住 所	団体数	割合(%)
東久留米市	5	1.1
多摩市	6	1.3
稲城市	9	1.9
羽村市	2	0.4
西多摩郡	3	0.6
島 嶼	1	0.2
他県等	77	16.5

「住所」は、利用申込者・代表者等の住所であり、団体の所在地や活動地域等とは必ずしも一致しない。

「団体数」は、利用団体の実数であり、年間の利用団体数(延数)とは一致しない。